

（かじ取装置）

第7条 昭和48年9月30日以前に製作された自動車については、保安基準第11条の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第13条、第91条及び第169条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 かじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものであること。
 - 二 かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。
 - 三 かじ取装置は、かじ取時に車枠、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。
 - 四 かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相違がないこと。
 - 五 かじ取ハンドルの操だ力は、左右について著しい相違がないこと。
- 2 昭和48年10月1日から平成21年8月31日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車（次の各号に掲げる自動車を除く。）のかじ取装置は、保安基準第11条第2項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第13条第4項、第91条第4項及び第169条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第1437号）による改正前の細目告示第13条第2項、第91条第2項及び第169条第2項で定める基準に適合するものであればよい。
- 一 乗車定員11人以上の自動車
 - 二 二輪自動車
 - 三 側車付二輪自動車
 - 四 カタピラ及びそりを有する軽自動車
 - 五 最高速度50キロメートル毎時未満の自動車
 - 六 かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が35度を超える構造のかじ取装置を備えた自動車
 - 七 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成19年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものを除く。）
- 3 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第11条第2項並びに同項の規定に基づく細目告示第13条第4項、第91条第4項及び第169条第2項の規定は適用しない。
- 一 昭和48年10月1日から平成21年8月31日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車であって次に掲げる自動車
 - イ 最高速度50キロメートル毎時未満の自動車
 - ロ かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が35度を超える構造のかじ取装置を備えた自動車
 - 二 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車
 - イ 平成23年3月31日以前に製作された自動車

- ロ 平成23年4月1日から平成28年3月31日までに製作された自動車（平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）
- ハ 平成23年4月1日から平成28年3月31日までに製作された自動車であって平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成23年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったものに限る。）
- 4 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第670号）による改正前の細目告示別添6の3.1.2.の規定中「協定規則第94号改訂版の補足第3改訂版規則5.2.2.の規定」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第89号）による改正前の細目告示別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」3.2.2.の規定」と、同別添6の3.2.1.の規定中「協定規則第94号改訂版の補足第3改訂版規則5.2.1.4.及び5.2.1.5.の規定」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第89号）による改正前の細目告示別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」3.2.1.4.及び3.2.1.5.の規定」と読み替えるものとする。
- 5 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成25年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、細目告示第13条第4項及び第91条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第670号）による改正前の細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定に適合するものであればよい。
- 6 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第13条第4項及び第91条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第670号）による改正前の細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定に適合するものであればよい。
- 7 令和元年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量12トンを超えるもの及び被牽引自動車（平成29年7月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第675号）による改正前の細目告示第13条第1項及び第91条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 8 平成30年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5トンを超えるもの及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運

送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量12トン以下のもの（平成28年7月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第675号）による改正前の細目告示第13条第1項及び第91条第1項の規定に適合するものであればよい。

9 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、細目告示第13条第5項、第91条第6項及び第169条第3項の規定は、適用しない。

10 次の各号に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）については、細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第906号）第1条による改正前の細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定に適合するものであればよい。

一 令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日）以前に製作された自動車

二 令和元年10月1日から令和3年3月31日まで（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。）であって、次に掲げるもの

イ 令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和元年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置の性能が同一のもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和元年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日）以降に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。）であって、次に掲げるもの

イ 令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和元年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和元年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置の性能が同一のもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

四 令和3年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和5年3月31日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

11 次の各号に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）については、細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第1175号）第1条による改正前の細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定に適合するものであればよい。ただし、協定規則第79号に定める自動命令型操舵機能（同規則の2.3.4.1.3、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.（運転者異常時対応システムを備えない自動車に係る部分に限る。）に係るものを除く。）を備える自動車にあっては、この限りでない。

一 令和3年3月31日以前に製作された自動車

二 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに製作された自動車（かじ取装置に係る電波障害防止装置を有しないものを除く。）であって、次に掲げるもの

イ 令和3年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和3年4月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和3年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置の性能が同一のもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和3年4月1日以降に製作された自動車（かじ取装置に係る電波障害防止装置を有しないものに限る。）であって、次に掲げるもの

イ 令和3年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和3年4月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和3年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置の性能が同一のもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

四 令和5年3月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

12 次に掲げる自動車以外の自動車については、細目告示第91条第2項及び第169条第1項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第788号）による改正前の細目告示第91条第2項及び第169条第1項の規定に適合するものであればよい。

一 令和3年10月1日（輸入された自動車にあっては令和4年10月1日）以降に新たに指定

を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入された自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して2年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）

二 国土交通大臣が定める自動車

13 令和4年9月30日（輸入された自動車にあっては令和5年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和6年9月30日（輸入された自動車にあっては令和7年9月30日）までの間、細目告示第91条第2項及び第169条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第788号）による改正前の細目告示第91条第2項及び第169条第1項の規定に適合するものであればよい。

14 長さ2.50メートル、幅1.30メートル、高さ2.00メートルを超えない軽自動車であって、最高速度60キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第438条の4に規定する自動車専用道路をいう。）をいう。以下同じ。）において運行しないもの（細目告示第2節の規定の適用を受ける自動車を除く。以下同じ。）については、当該自動車のかじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第11条第2項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第13条第4項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 協定規則第12号の規則5.（5.5.を除く。）及び6.に定める基準に適合すること。この場合において、協定規則第12号の規則5.1.2.、5.2.1.及び5.6.の規定の適用については、協定規則第94号の附則3の4.の規定中「56-0/+1km/h」とあるのは「40-0/+1km/h」と、協定規則第137号の附則3の4.の規定中「50-0/+1km/h」とあるのは「40-0/+1km/h」とそれぞれ読み替えるものとする。

二 第15条第33項第2号に規定する標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

15 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）については、細目告示第13条第2項及び第91条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第10号）による改正前の細目告示第13条第2項及び第91条第2項に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第13条第2項及び第91条第2項中「協定規則第79号」を「協定規則第79号第3改訂版補則第5改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和5年8月31日以前に製作された自動車
- 二 令和5年9月1日から令和7年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和5年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者異常時対応システムの性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和7年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 四 協定規則第79号の規則5. 1. 6. 3. 9. の適用を受けない自動車